

ミャンマー商標出願のご案内

2020.9 三協国際特許事務所

TEL: 06-6233-1452

ミャンマーでは2019年に商標法が制定されました。商標法の施行日は未だ決まっていますが、この度、2020年10月1日より商標出願の受付が開始されることが正式に決定されました。現時点でミャンマーの代理人から得た情報をまとめましたので以下にご案内申し上げます。分かりやすさを考慮して、一問一答形式としました。

1. 2020年10月1日になれば、誰でもミャンマーで商標出願ができますか？

誰でも商標出願ができるわけではありません。

2020年10月1日からの出願受付開始は、ソフトオープニング（Soft Opening）と呼ばれるもので、一定の条件を満たす商標の所有者のみ出願することができます。条件については後ほど説明します。

ソフトオープニングの期間は2020年10月1日から商標法施行日の前日までとされています。商標法施行日の公式アナウンスが未だないため、確定ではありませんが、ソフトオープニング期間は6ヶ月間が予想されています。

商標法施行日以降はグラントオープニングと呼ばれ、特段の条件なく、誰でも商標出願することができます。

2. ソフトオープニング期間に商標出願するための条件はなんですか？

以下のいずれかの条件を満たすことが要求されます。

- ① 所有権宣言登録（Declaration of Ownership）を行なった商標であること
- ② ミャンマーで既に使用を開始している商標であること

所有権宣言登録がされておらず、かつ、ミャンマーでの使用事実もない商標については、ソフトオープニング期間に商標出願することはできません。グラントオープニングまで待つ必要があります。

3. ソフトオープニング期間に商標出願を行うメリットはなんですか？

ソフトオープニング期間に商標出願を行う主たるメリットは、グラントオープニング後の商標出願に先立って出願できることで、より早い出願日を確保し得る点です。

また、ソフトオープニング期間中であればいつ出願しても同一の出願日が付与され、出願の先後で優劣はつきません。つまり、ソフトオープニング期間の商標出願は全て同一の出願日が与えられることとなります。現時点の情報では、商標法施行日の初日の出

願日（予想では 2021 年 4 月 1 日）が付与されるとのことです。

4. ソフトオープニング期間の商標出願をするために必要な情報、書類はなんですか？
以下の情報と書類が必要になります。

	必要書類・情報	注意事項
1	商標見本	所有権宣言登録した商標または実際に使用している商標と同一であることが必要です。
2	出願人の名称・住所	所有権宣言登録に記載の名称・住所と同一であることが必要です。
3	区分、商品または役務	ニース協定の国際分類が採用されます。
4	所有権宣言登録の証書	所有権宣言登録した商標として出願する場合は、必須書類です。ミャンマーでの使用事実に基づく出願の場合は不要です。 ひとまずコピーまたは PDF データで出願可能とのこと。認証、公証ともに不要です。 ただし、詳細が未定であり、原本を要求される可能性もあるようです。それに備えて、お手元に原本のご準備をお願いいたします。
5	ミャンマーでの使用事実を示す証拠（宣伝広告書類、取引書類、Tax Receipt 等）	ミャンマーでの使用事実に基づく商標出願をする場合は、必須書類です。所有権宣言登録をした商標として出願する場合は必須ではありません。 認証、公証ともに不要です。 証拠として認められるためには、その書類に商標と日付が表れている必要があるとのこと。
6	新聞警告（Cautionary Notice）のコピー	必須書類ではありません。新聞警告を行っていない場合は提出不要です。認証、公証ともに不要です。

7	所有権宣言登録に記載された所有者の名称が現在と異なる場合は、名称変更を示す書類	名称が変更されている場合は、必須書類です。 現地代理人に確認したところ、登記簿謄本のコピー及び英訳で足りると思われるとのことです。
8	所有権宣言登録に記載された所有者の住所が現在と異なる場合は、住所変更を示す書類	住所が変更されている場合は必須書類です。 現地代理人に確認したところ、登記簿謄本のコピー及び英訳で足りると思われるとのことです。
9	委任状または Letter of Representative (TM2)	必須書類です。 委任状の形式が Power of Attorney になるか、ミャンマー知的財産庁により書式が定められた Letter of Representative (TM2 と呼ばれるそうです) になるかは未定です。 決定次第、現地代理人から受領する予定であり、出願をご依頼いただいたお客様にご送付申し上げます。 いずれの形式であったとしても、 <u>公証およびミャンマー領事館による領事認証 (Legalize)</u> が必要とのこと です。

5. ソフトオープニング期間に、同一または類似の商標が別人によって複数出願される可能性もあると思います。その場合はどのように取り扱われるのですか？

後に説明しますが、ミャンマーの商標出願の審査では、識別力を有するかといった絶対的拒絶理由のみが審査され、類似する先行商標が存在するかといった相対的拒絶理由は、異議申立があった場合のみ審査されます。

したがって、別人による同一または類似の商標が複数出願されていても、異議申立がない限り、ともに登録され、併存します。

異議申立があった場合、ソフトオープニング期間中の出願同士は出願日の先後がないため、最も先に使用している商標のみ登録が認められるとのこと です。どちらが先に使用しているかは、提出された使用証拠により判断されます。所有権宣言登録や新聞警告の日付は、使用日を示すものとして有力な証拠になり得るとのことです。

6. 所有権宣言登録を行なった商標について商標出願する予定です。現在使用している商標は、登録した当時の商標と少し態様が異なっているのですが、少しぐらいなら異なっても問題ないでしょうか？

現地代理人によると、完全に同一であることが必要とのこと。所有権宣言登録を行なった商標として出願をするのであれば、登録した商標で出願する必要があります。どうしても現在使用している商標について登録を得たいのであれば、使用事実に基づく商標出願をする必要があります。どちらを選択するのが適切かは、個別にご相談ください。

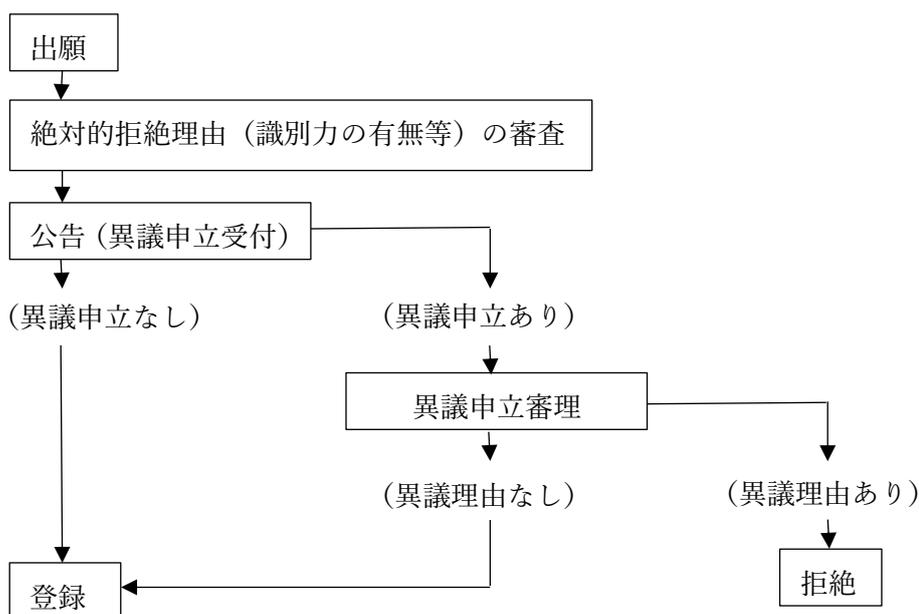
7. 所有権宣言登録に記載されている商品・役務と異なる商品・役務について出願することは可能でしょうか？

現地代理人によると、所有権宣言登録に記載されている商品・役務と同一の商品・役務のみ出願が認められるとのこと。たとえば、所有権宣言登録に記載されている商品がA, B, Cである場合、A, B, C, Dのように商品・役務を追加する出願をすることはできないということです。減らす（A, Bのみとする）ことは可能と思われます。

8. ミャンマー商標法の概要と出願から登録までの流れについて教えてください。

ミャンマー商標法は、先願主義を採用します（例外的に、ソフトオープニング期間の出願は出願日が同一のため、使用日で先後が決まります）。また、いわゆる無審査登録主義を採用します。すなわち、識別力を有するかといった絶対的拒絶理由についてのみ審査が行われ、同一・類似の先行商標が存在するかといった相対的拒絶理由については審査しません。異議申立がされた場合のみ、相対的拒絶理由が審査されます。

出願から登録までのおおまかな流れは以下のとおりです。



上記の審査の流れからもわかるように、同一・類似の先行商標が存在していても異議申立がなければ登録されます。商標の重要度によっては、同一・類似の後願商標が出願されていないかどうか、ウォッチングすることを検討する必要があります。

9. 商標出願にかかる費用を教えてください。

商標出願にかかる現地代理人の手料は、1商標1区分あたりおおよそ3万円~4万円とのことです。追加区分の現地手数料は1区分追加ごとに1万円前後とのことです。出願時にかかる費用に加え、公告の際に1万円前後、登録の際に1万2千円前後の現地手数料がかかります。依頼する代理人により費用は異なりますので、あくまで目安としてお考えください。オフィシャルフィーについては現時点で未定とのことです。

弊所費用については他国へ商標出願する場合と同等の手料とさせていただき予定です。ただし、使用証拠等の提出資料がかなり多いなど、個別案件ごとに特別な事情がある場合は別途追加費用がかかる場合があります。その場合は事前にご連絡させていただきます。

10. ミャンマー商標出願を依頼しようと思います。どのように依頼すればよいですか？

まずは商標出願をご依頼いただく旨のみご一報ください。担当者より、出願する商標、登録を希望する区分、商品・役務、所有権宣言登録をしているか、既に使用しているかなど、出願に必要な情報、書類についてお伺いさせていただきます。

出願を依頼するかどうかを決める前にまず費用見積もりをご希望の場合は、その旨お知らせください。弊所の手料を含めたお見積もりをさせていただきます（オフィシャルフィーなど未定の費用については、分かり次第ご連絡申し上げます）。

ミャンマー商標出願についてのご案内は以上の通りです。ご不明の点、ご質問等ございましたらお気軽にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【ご注意】ご案内した情報は、2020年9月時点で現地代理人から得た情報であり、その後の状況により変更される可能性があります。その点何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上